

健感発 0611 第 1 号

令和 2 年 6 月 11 日

各

(	都 道 府 県	)
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 121 号）が公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮願います。

記

1 改正の概要

令和 2 年 12 月 31 日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）第 11 条第 1 項又は第 2 項において規定する期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととした。

2 施行期日

公布の日から施行する。ただし、改正後の附則第 2 項の規定中第 11 条第 2 項に係る部分は、令和 2 年 3 月 8 日から適用する。

3 留意事項

- (1) 本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、当該予防注射の接種自体を不要とするものではないこと。
- (2) 犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること。